

# 第71回 定時株主総会 招集ご通知



**開催日時** 令和4年6月23日（木曜日）午前10時

**開催場所** 富山県小矢部市清沢210番地  
当社本店 5階ホール

**議案**  
第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役10名選任の件  
第3号議案 監査役1名選任の件

## 目次

第71回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使のご案内	2
株主総会参考書類	4
(添付書類)	
事業報告	16
連結計算書類	42
計算書類	45
監査報告	48



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/8111/>



# 株主各位

証券コード 8111  
令和4年6月8日  
富山県小矢部市清沢210番地  
株式会社ゴールドウィン  
代表取締役社長 渡辺貴生

## 第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記により開催いたしますのでご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、令和4年6月22日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

また、インターネット等による議決権行使に際しましては、2頁の「議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

- 1 日 時 令和4年6月23日（木曜日）午前10時
- 2 場 所 富山県小矢部市清沢210番地 当社本店 5階ホール  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
- 3 目的事項 **報告事項** (1) 第71期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
(2) 第71期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）計算書類報告の件  
**決議事項** 第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役10名選任の件  
第3号議案 監査役1名選任の件
- 4 招集ご通知添付書類および株主総会参考書類に関する事項 (1) 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、当社ホームページに掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。  
① 連結計算書類の注記表（連結注記表）  
② 計算書類の注記表（個別注記表）  
なお、監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、株主総会招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、当社ホームページに掲載している連結注記表および個別注記表となります。  
(2) 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページに掲載させていただきます。  
当社ホームページ <https://www.goldwin.co.jp/>

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。



## 議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p><b>株主総会にご出席する方法</b></p> <p>当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。</p> <p>株主総会開催日時</p> <p><b>令和4年6月23日（木曜日） 午前10時</b></p>	 <p><b>書面（郵送）で議決権を行使する方法</b></p> <p>同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <p><b>令和4年6月22日（水曜日） 午後5時30分到着分まで</b></p>	 <p><b>インターネット等で議決権を行使する方法</b></p> <p>次ページの案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p><b>令和4年6月22日（水曜日） 午後5時30分入力完了分まで</b></p>
--	---	--

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

**議決権行使書** 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個


〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

〇〇〇〇〇〇

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイト  
ログインQRコード



**見本**

〇〇〇〇〇〇

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

**第1・3号議案**

- 賛成の場合 >> **【賛】** の欄に○印
- 反対する場合 >> **【否】** の欄に○印

**第2号議案**

- 全員賛成の場合 >> **【賛】** の欄に○印
- 全員反対する場合 >> **【否】** の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> **【賛】** の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

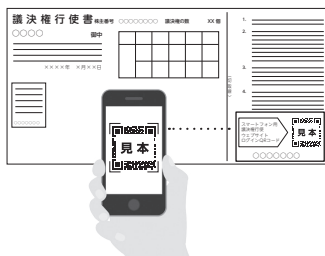
● 書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

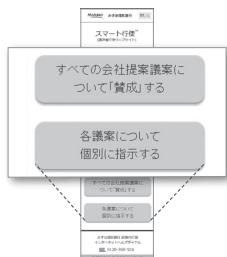
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを讀取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

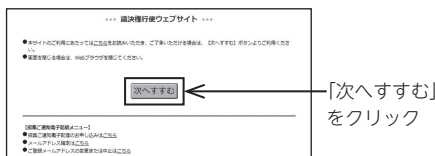
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度讀取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

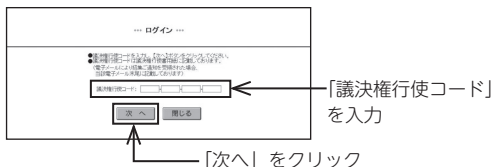
## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

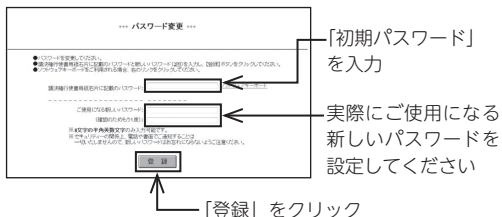
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル  
☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案

## 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 当社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業展開、事業内容の多様化に対応するために、当社現行定款第2条（目的）について事業目的の追加を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり当社現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を変更するものであります。
  - ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
  - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
  - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p>
<p>(目的)</p>	<p>(目的)</p>
<p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p>	<p>第2条 (現行どおり)</p>
<p>(1)～(5) (条文省略)</p>	<p>(1)～(5) (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(6)古物営業法に基づく古物商</p>
<p>(新設)</p>	<p>(7)食料品、飲料等の製造および販売</p>
<p>(6) (条文省略)</p>	<p>(8) (現行どおり)</p>
<p>(7) スポーツ施設およびレジャー施設の設置運営ならびに賃貸借</p>	<p>(9)宿泊施設、スポーツ施設およびレジャー施設の設置運営ならびに賃貸借</p>
<p>(8)～(10) (条文省略)</p>	<p>(10)～(12) (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(13)映画、コンサート、演劇、スポーツイベント等の企画、運営ならびにチケットの販売</p>
<p>(11)～(23) (条文省略)</p>	<p>(14)～(26) (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	



## 第2号議案

## 取締役10名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため2名増員し、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当等	
1	にし だ あき お 西 田 明 男	代表取締役会長	再任
2	わた なべ たか お 渡 辺 貴 生	代表取締役社長	再任
3	にし だ よし てる 西 田 吉 輝	取締役専務執行役員 (商品・調達・富山地区関係会社担当)	再任
4	ほん ま えい いちろう 本 間 永一郎	取締役専務執行役員 (海外担当)	再任
5	しら さき みち お 白 崎 道 雄	常務執行役員管理本部長	新任
6	もり ひかり 森 光	常務執行役員事業本部長	新任
7	もり くち ゆう こ 森 口 祐 子	社外取締役	再任 社外 独立
8	あき やま り え 秋 山 里 絵	社外取締役	再任 社外 独立
9	よし もと いち ろう 好 本 一 郎	社外取締役	再任 社外 独立
10	ため すえ だい 為 末 大		新任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員



(ご参考)

取締役候補者の専門性と経験

候補者番号	取締役	企業経営	財務・会計	人事・人材開発	法務	リスクマネジメント	研究開発	製造技術	営業	マーケティング	グローバル経験	社会・環境
1	西田 明男 (代表取締役会長)	○		○		○				○	○	○
2	渡辺 貴生 (代表取締役社長)	○				○	○		○	○		○
3	西田 吉輝 (取締役専務執行役員)	○	○					○			○	
4	本間 永一郎 (取締役専務執行役員)	○	○							○	○	
5	白崎 道雄 (常務執行役員)	○	○	○		○					○	
6	森 光 (常務執行役員)	○					○			○	○	○
7	森口 祐子 (社外取締役)			○			○					○
8	秋山 里絵 (社外取締役)				○	○					○	
9	好本 一郎 (社外取締役)	○		○					○		○	
10	為末 大	○		○								○

候補者番号

1

にし だ あき お  
**西田 明男** (昭和28年11月6日生)

再任



所有する当社の株式数  
260,725株

取締役会への出席状況  
17/17回 (100%)

**略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況**

昭和52年10月 当社入社  
平成元年6月 当社取締役  
平成4年6月 当社常務取締役  
平成6年6月 当社専務取締役  
平成11年5月 当社常務取締役  
平成12年6月 当社代表取締役社長  
令和2年4月 当社代表取締役会長 (現任)

**取締役候補者とした理由**

西田明男氏は平成12年より令和2年3月まで当社代表取締役社長を務めており、経営者として豊富な経験・実績・見識を有しております。当社のグループ経営の推進とコーポレートガバナンスの強化に適任であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

わた なべ たか お  
**渡辺 貴生** (昭和35年3月22日生)

再任



所有する当社の株式数  
42,269株

取締役会への出席状況  
17/17回 (100%)

**略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況**

昭和57年4月 当社入社  
平成17年6月 当社取締役執行役員ノースフェイス事業部長  
平成18年6月 当社取締役アウトドアスタイル事業本部長兼ノースフェイス事業部長  
平成19年6月 当社取締役執行役員アウトドアスタイル事業本部長兼ノースフェイス事業部長  
平成22年4月 当社取締役常務執行役員事業統括本部副本部長兼アウトドアスタイル事業本部長兼ヘリーハンセン事業部長兼ダイレクトマーケティング推進部長  
平成24年4月 当社取締役専務執行役員事業統括本部長兼アウトドアスタイル事業本部長  
平成27年4月 当社取締役専務執行役員事業統括本部長  
平成29年4月 当社取締役副社長執行役員事業統括本部長  
平成30年4月 当社取締役副社長執行役員事業統括本部長兼事業本部長  
令和2年4月 当社代表取締役社長 (現任)

**取締役候補者とした理由**

渡辺貴生氏は事業ならびにマーケティング部門での豊富な経験と見識を有しており、事業全般を統括する取締役として重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行っており、当社の経営理念を実現し、事業戦略を遂行できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

3

にしだ よし てる  
**西田吉輝** (昭和31年1月4日生)

再任



所有する当社の株式数  
382,160株

取締役会への出席状況  
17/17回 (100%)

**略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況**

昭和53年4月 当社入社  
平成15年4月 当社調達管理部長  
平成16年6月 当社執行役員調達管理部長  
平成22年6月 当社取締役執行役員調達管理部長  
平成24年4月 当社取締役常務執行役員総合企画本部調達担当  
平成25年4月 当社取締役常務執行役員総合企画本部富山地区関係会社担当・仕入先担当  
平成29年4月 当社取締役専務執行役員富山地区関係会社担当・仕入先担当  
平成30年4月 当社取締役専務執行役員富山地区関係会社担当・調達担当  
令和2年4月 当社取締役専務執行役員商品・調達・富山地区関係会社担当  
令和4年4月 当社取締役専務執行役員商品・調達・富山地区関係会社担当兼PLAY EARTHプロジェクト富山地区代表 (現任)

●重要な兼職の状況

(株)ゴールドウィンロジテム代表取締役社長

**取締役候補者とした理由**

西田吉輝氏は調達部門ならびに中国事業での豊富な経験と見識を有しており、調達全般、仕入先を統括する取締役として重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。当社の経営理念を実現し、事業戦略を遂行できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

ほん ま えい い ち ろ う  
**本間永一郎** (昭和35年3月19日生)

再任



所有する当社の株式数  
32,868株

取締役会への出席状況  
17/17回 (100%)

**略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況**

昭和57年4月 当社入社  
平成15年4月 (株)ナナミカ代表取締役社長 (現任)  
平成18年4月 当社マーケティング室長  
平成19年4月 当社経営企画室長  
平成22年4月 当社執行役員経営企画室長  
平成24年6月 当社取締役執行役員総合企画本部経営企画室長  
平成26年4月 当社取締役常務執行役員総合企画本部長兼経営企画室長兼事業統括本部海外部長  
平成28年4月 当社取締役常務執行役員総合企画本部長兼グローバル本部長  
平成29年4月 当社取締役専務執行役員総合企画本部長兼グローバル本部長  
平成30年4月 当社取締役専務執行役員総合企画統括本部長兼グローバル本部長  
令和2年4月 当社取締役専務執行役員経営企画・グローバル担当兼グローバル本部長  
令和3年4月 当社取締役専務執行役員海外担当 (現任)

●重要な兼職の状況

(株)ナナミカ代表取締役社長

**取締役候補者とした理由**

本間永一郎氏は事業およびマーケティング部門での豊富な経験と見識を有しており、ブランド戦略部門、経営企画部門を統括する取締役として重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。当社グループの成長戦略の策定・推進を遂行できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号

5

しら さき みち お  
**白崎道雄** (昭和36年5月14日生)

新任



所有する当社の株式数  
1,178株

**略歴、当社における地位及び担当および重要な兼職の状況**

令和元 年 6 月 当社執行役員総合企画統括本部経営企画本部長兼経営企画室長  
令和 2 年 4 月 当社執行役員経営企画本部長兼経営企画室長  
令和 3 年 4 月 当社常務執行役員経営企画本部長  
令和 4 年 4 月 当社常務執行役員管理本部長 (現任)

**取締役候補者とした理由**

白崎道雄氏は経営企画部門での豊富な経験と見識を有しており、経営企画全般を執行する執行役員として重要な業務執行を適切に行ってまいりました。当社の経営理念を実現し、グループ経営の推進および各社の業務の効率化を遂行できると判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

もり ひかり  
**森光** (昭和38年6月14日生)

新任



所有する当社の株式数  
3,878株

**略歴、当社における地位及び担当および重要な兼職の状況**

平成27年 1 月 当社ノースフェイス事業部担当部長  
平成27年 4 月 当社ノースフェイス事業部長  
平成28年 4 月 当社執行役員ノースフェイス事業部長  
平成29年 4 月 当社執行役員事業統括本部ノースフェイス事業部長  
平成30年 4 月 当社執行役員事業統括本部事業本部副本部長兼ノースフェイス事業部長  
平成31年 4 月 当社常務執行役員事業本部副本部長  
令和 2 年 4 月 当社常務執行役員第一事業本部長  
令和 3 年 4 月 当社常務執行役員事業本部長 (現任)

**取締役候補者とした理由**

森光氏は事業ならびにマーケティング部門での豊富な経験と見識を有しており事業全般を執行する執行役員として重要な業務執行を適切に行ってまいりました。当社の経営理念を実現し、事業戦略を遂行できると判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

7

もりぐちゆうこ  
森口祐子 (昭和30年4月13日生)

再任

社外

独立



所有する当社の株式数  
一株

在任年数  
7年

取締役会への出席状況  
17/17回 (100%)

#### 略歴、当社における地位及び担当および重要な兼職の状況

昭和50年12月 日本女子プロゴルフ協会入会  
平成24年3月 岐阜県教育委員  
平成27年6月 当社社外取締役 (現任)  
令和2年6月 ㈱大垣共立銀行社外取締役 (現任)

#### ●重要な兼職の状況

㈱大垣共立銀行社外取締役

#### 社外取締役候補者とした理由および期待する役割

森口祐子氏は直接会社の経営に関与された経験はありませんが、スポーツ選手として長年培った豊富な経験と専門的見地から、経営に対する意思決定・監督を適切に行ってまいりました。今後も引き続き取締役会への適切な監督・助言を行えるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

#### 独立性に係る事項

同氏と当社との間には、取締役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。

したがって、同氏は当社が定める「独立社外役員の独立性に係る基準」を満たしており、独立性が認められます。

なお、当社は、同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、同届出を継続する予定であります。

候補者番号

8

あきやま り え  
秋山里絵 (昭和45年3月17日生)

再任

社外

独立



所有する当社の株式数  
一株

在任年数  
3年

取締役会への出席状況  
17/17回 (100%)

#### 略歴、当社における地位及び担当および重要な兼職の状況

平成11年4月 弁護士登録 (東京弁護士会)  
平成11年4月 馬場法律事務所 (現 馬場・澤田法律事務所) 所属  
令和元年6月 当社社外取締役 (現任)

#### 社外取締役候補者とした理由および期待する役割

秋山里絵氏は直接会社の経営に関与された経験はありませんが、企業法務分野に精通した弁護士としての豊富な経験と専門的見地から、経営に対する意思決定・監督を適切に行ってまいりました。今後も引き続き取締役会への適切な監督・助言を行えるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

#### 独立性に係る事項

同氏と当社との間には、取締役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。

したがって、同氏は当社が定める「独立社外役員の独立性に係る基準」を満たしており、独立性が認められます。

なお、当社は、同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、同届出を継続する予定であります。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号

9

よ し も と い ち ろ う  
好本 一郎

(昭和28年5月29日生)

再任

社外

独立



所有する当社の株式数  
一株

在任年数  
1年

取締役会への出席状況  
12/13回 (92%)

#### 略歴、当社における地位及び担当および重要な兼職の状況

昭和53年4月 日本電信電話公社(現NTT)入社  
平成10年12月 スターバックスコーヒージャパン(株)代表取締役COO  
平成17年5月 日本マクドナルド(株)上席執行役員CAO  
平成26年10月 シミック(株)代表取締役社長執行役員  
令和3年2月 一般社団法人東大ウォリアーズクラブ名誉理事  
令和3年6月 当社社外取締役(現任)

#### 社外取締役候補者とした理由および期待する役割

好本一郎氏は企業経営・人事人材開発・営業・グローバル経験と幅広い経験と実績を保有され、海外事業の強化を掲げる当社にとっては、特に海外企業とのコミュニケーション等の実務において監督機能の強化を行えるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

#### 独立性に係る事項

同氏と当社との間には、取締役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じる恐れはありません。  
したがって、同氏は当社が定める「独立社外役員の独立性に係る基準」を満たしており、独立性が認められます。  
なお、当社は、同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、同届出を継続する予定であります。

候補者番号

10

た め す え だ い  
為末 大

(昭和53年5月3日生)

新任

社外

独立



所有する当社の株式数  
一株

#### 略歴、当社における地位及び担当および重要な兼職の状況

平成22年8月 一般社団法人アスリートソサエティ代表理事(現任)  
平成27年10月 (株)コロプラ社外取締役(現任)  
平成30年7月 (株)Deportare Partners代表取締役(現任)

#### ●委員等

平成27年～ ブータン王国オリンピック委員会スポーツ親善大使  
令和2年～ Laureus Sports for Goodアンバサダー  
令和3年～ 国連ユニタール親善大使

#### 社外取締役候補者とした理由および期待する役割

為末大氏はスポーツ選手として長年培った豊富な経験と専門的見地を有しており、企業経営やスポーツ振興にも実績を保有され、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

#### 独立性に係る事項

同氏と当社との間には、取締役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じる恐れはありません。  
したがって、同氏は当社が定める「独立社外役員の独立性に係る基準」を満たしており、独立性が認められます。  
なお、同氏の選任が承認された場合、独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 森口祐子氏の戸籍上の氏名は、関谷祐子であります。
3. 森口祐子氏、秋山里絵氏、好本一郎氏および為末大氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、森口祐子氏、秋山里絵氏および好本一郎氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。3氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。また、為末大氏が選任された場合には、同様の契約を締結する予定であります。
5. 当社は、全ての取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、各候補者が取締役に就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。



## 監査役1名選任の件

監査役世一秀直氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

よ い ち ひ で な お  
世 一 秀 直 (昭和28年11月8日生)

再任

社外

独立



## 略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

昭和52年4月 丸紅㈱入社  
平成11年4月 MARUBENI TEXTILE ASIA (香港) 代表取締役社長  
平成15年4月 丸紅㈱テキスタイル製品部長  
平成18年4月 同社繊維部門長補佐  
平成20年4月 同社執行役員大阪支社長  
平成22年4月 同社執行役員中国副代表兼上海会社代表取締役  
平成24年4月 丸紅インテックス㈱代表取締役社長  
平成30年6月 当社社外監査役 (現任)

## 社外監査役候補者とした理由

世一秀直氏は、大手商社である丸紅株式会社での繊維製品調達部門の豊富な経験を有しており、また国内外における関係会社で経営に携わってきたことから、当社の監査業務をより充実させることが出来ると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

なお、当社は、同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、同届出を継続する予定であります。

所有する当社の株式数  
一株

在任年数  
4年

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 世一秀直氏は、社外監査役候補者であります。  
3. 当社は、世一秀直氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。  
4. 当社は、全ての監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、候補者が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

以上



## 事業報告

(令和3年4月1日から  
令和4年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症による影響の長期化により、東京2020オリンピック・パラリンピックが無観客での開催になる等、外出自粛が常態化したことにより回復に向けた動きは鈍く、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの属するスポーツアパレル業界においては、令和3年3月期と比較して、首都圏、関西圏等の都市部での一斉休業がなかったことや、昨年11月後半以降の記録的寒波の到来によって、ダウンやフリース類等の保温性に優れた防寒衣料が業界全体でも堅調に推移する等、わずかではありますが好転の兆しも見られました。

このような環境下、当社グループにおきましては、直営店のみならず、大型スポーツ量販店等の卸店舗とブランドの持つ価値観を共有した実需型ビジネスを推進したことで、幅広いお客様にTHE NORTH FACEを中心とした当社製品のブランド価値のさらなる訴求が進みました。また主力のメンズに加えてキッズやレディースにつながるファミリー層をメインターゲットとした郊外型店舗での販売が好調に推移したことに加え、直営店とEC販売との連携を強化したことで顧客利便性を大幅に向上させることができました。昨年10月には、登山用のテクニカル商品を中心としたECサイト「THE NORTH FACE MOUNTAIN ECサイト」をオープンし、直営店との連携をさらに進めてまいりました。

上記の通り、不透明な状況が続く中ではあるものの、中期経営計画でのKPIとして設定したEC売上高比率は、当連結会計年度で13.4%、自主管理売上高61.0%と初年度の目標を上回る推移にあります。また顧客から選ばれる魅力のある商品づくり、安定したサプライチェーンの構築、卸店舗と連携した販売体制の構築によって、売上高はコロナ前の令和2年3月期に記録した過去最高を2年ぶりに更新し98,235百万円（前期比8.6%増）となりました。

営業利益は、自主管理売上比率が高まったことで16,501百万円（前期比11.2%増）となり、令和2年3月期に次ぐ過去2番目の業績となりました。期初予想では、広告宣伝費を中心に販売費及び一般管理費の増加を見込んでおりましたが、コロナ禍によって集客を伴ったイベント開催の多くを中止したことに加えて、SNS等を活用するなど投資対効果を重視したことで広告費負担を抑えたことが増益要因となりました。

経常利益は、韓国における持分法適用関連会社であるYOUNGONE OUTDOOR

Corporationの業績が好調に推移したことを主因に、20,285百万円（前期比26.9%増）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益についても、上記の取り組みが奏功し、14,350百万円（前期比33.7%増）となり、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益は、それぞれ過去最高を更新することができました。

- ② 設備投資の状況  
特記すべき事項はありません。
- ③ 資金調達の状況  
特記すべき事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況  
特記すべき事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
特記すべき事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

### ① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区分	第 68 期 (平成31年3月期)	第 69 期 (令和2年3月期)	第 70 期 (令和3年3月期)	第71期(当期) (令和4年3月期)
売上高	84,934百万円	97,899百万円	90,479百万円	98,235百万円
経常利益	12,982百万円	16,375百万円	15,984百万円	20,285百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	9,243百万円	10,770百万円	10,734百万円	14,350百万円
1株当たり当期純利益	203.11円	237.89円	236.64円	316.30円
総資産	77,544百万円	82,285百万円	91,376百万円	99,085百万円
純資産	39,609百万円	46,852百万円	52,916百万円	63,411百万円

- (注) 1. 当社は、令和元年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。1株当たり当期純利益につきましては、株式分割が平成31年3月期期首に行われたものと仮定して算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

### ② 当社の財産および損益の状況の推移

区分	第 68 期 (平成31年3月期)	第 69 期 (令和2年3月期)	第 70 期 (令和3年3月期)	第71期(当期) (令和4年3月期)
売上高	72,845百万円	82,988百万円	79,583百万円	85,838百万円
経常利益	11,341百万円	15,663百万円	14,589百万円	17,484百万円
当期純利益	7,915百万円	7,370百万円	10,259百万円	11,951百万円
1株当たり当期純利益	173.94円	162.80円	226.17円	263.41円
総資産	58,717百万円	61,120百万円	70,388百万円	74,543百万円
純資産	24,670百万円	29,446百万円	34,896百万円	42,065百万円

- (注) 1. 当社は、令和元年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。1株当たり当期純利益につきましては、株式分割が平成31年3月期期首に行われたものと仮定して算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となります。

### (3) 重要な親会社および子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社カンタベリーオブニュージーランドジャパン	98百万円	100.0%	スポーツ用品の販売
ブラックアンドホワイトスポーツウェア株式会社	45	100.0	スポーツ用品の販売
株式会社ウールリッチジャパン	100	100.0	カジュアルウエアの企画・販売
株式会社ナナミカ	60	96.7	カジュアルウエアの企画・販売

(注) 株式会社カンタベリーオブニュージーランドジャパンは、令和4年4月1日付で当社に吸収合併しております。

### (4) 対処すべき課題

顧客や市場の変化に柔軟に対応して、ブランド事業の収益基盤を強化し、企業価値を高めるべく取り組んでおります。また、新型コロナウイルス対策委員会を設置し、お客様、従業員の感染予防対策を徹底しております。

顧客基点のさらなる強化戦略として、次の戦略を掲げています。

#### ① マルチブランド戦略：

単一ブランドでは出来ない新しい市場を創造し、カテゴリー分類別にマルチブランド戦略を実践し、スポーツスタイルの提案を強化します。また、スポーツマーケットの領域を超え、ライフスタイル、ファッション市場に対しても、地位を確立し存在感を発揮してまいります。

#### ② 自主管理売場の強化：

直営店とECサイト上での購買体験（オフラインとオンライン）の融合による小売機能の強化を図り、消費者ニーズを直接・間接的に汲み上げると同時にクリエイティブな提案を積極的に行います。

#### ③ 商品力の優位性の確立：

各分野において、今まで以上に世界でもトップクラスの高機能・高品質を誇れる製品を開発し、市場においてもお客様にとっても絶対必要なブランドとしての地位を確立します。

- ④ グローバル市場への挑戦：  
国内のみならず海外市場においても、当社グループの商品力の優位性を背景に、オリジナルブランドを世界で展開していくための戦略の構築、布石に積極的に取り組んでいきます。
- ⑤ C S R・コンプライアンス体制：  
社会の中で信頼の置ける必要な会社であると認められるためには、取扱商品への高いニーズ・信頼性にはじまり、企業倫理・法令遵守はもとより、環境問題への積極的な取り組み、さらには当社グループとしての独自の社会貢献活動が今後の取り組み課題となります。

長期的な経営戦略は上記のとおりであります。当社は、令和4年3月期（第71期）を初年度とする令和8年3月期（第75期）までの中期経営計画を策定しております。

基本方針「成長分野への投資とレジリエンスを両立すべく、盤石な財務基盤の構築を図る」に基づき、重点課題として以下の施策を遂行すべくグループ全社を挙げて取り組んでいきます。

- 成功モデルの波及  
THE NORTH FACEの成長余地の探求と成功モデルを波及させる
- 販売チャネルの多様化  
VUCAの時代に対応した実需型ビジネスモデルの磨き上げを図る
- 環境配慮素材への移行  
全ブランドで環境配慮素材への積極転換を進め、製品開発を強化する
- 高ROE経営の推進  
盤石な内部留保を構築しつつ、成長領域への投資の両立を図る

(5) **主要な事業内容**（令和4年3月31日現在）

スポーツ用品関連事業

アウトドア関連ブランド商品：登山用ウエア、マリノウエア、アウトドア用品および関連商品

アスレチック関連ブランド商品：トレーニングウエア、テニスウエア、フィットネスウエア、スイムウエア、ラグビーウエア、ゴルフウエアおよび関連商品

ウインター関連ブランド商品：スキーウエア、スノーボードウエアおよび関連商品

その他：機能アンダーウエア、ハイテックウエア（防塵服）など



## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（令和4年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 184,000,000株
- ② 発行済株式の総数 47,448,172株
- ③ 株 主 数 9,700名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
コリア セキュリティーズ デポジトリー サムスン	5,486千株	11.7%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,065	10.8
三 井 物 産 株 式 会 社	4,367	9.3
株 式 会 社 北 陸 銀 行	1,980	4.2
株 式 会 社 北 國 銀 行	1,735	3.7
株 式 会 社 西 田	1,724	3.6
公益財団法人ゴールドウイン西田東作 ス ポ ー ツ 振 興 記 念 財 団	1,692	3.6
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,651	3.5
株式会社日本カストディ銀行（信託E口）	1,551	3.3
丸 紅 株 式 会 社	1,442	3.0

（注）持株比率は、自己株式（650,676株）を控除して計算しております。

また、自己株式には「株式会社日本カストディ銀行（信託E口）」が「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引」に係る信託財産として保有している当社株式は含んでおりません。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取 締 役 （ 社 外 取 締 役 を 除 く ）	6,074株	4名

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、「2. (3)⑤ 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

### (2) 新株予約権等の状況（令和4年3月31日現在）

該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役および監査役の状況（令和4年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	西田明男	代表取締役会長
取締役社長	渡辺貴生	代表取締役社長 (社長執行役員)
取締役	西田吉輝	専務執行役員 (商品・調達・富山地区関係会社担当) 株式会社ゴールドウィンロジテム代表取締役社長
取締役	本間 永一郎	専務執行役員 (海外担当) 株式会社 ナ ナ ミ カ 代表取締役社長
取締役	鈴木政俊	
取締役	森口祐子	
取締役	秋山里絵	
取締役	好本 一郎	
常勤監査役	近藤政明	
監査役	塩原明之	
監査役	世一秀直	
監査役	森田 勉	

- (注) 1. 取締役鈴木政俊、森口祐子、秋山里絵および好本一郎の4氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役塩原明之、世一秀直および森田勉の3氏は、社外監査役であります。  
 3. 常勤監査役近藤政明氏は当社の営業部門、管理部門での要職を歴任し、幅広い業務に精通しております。その知識と経験から、コンプライアンスを中心に幅広い見識を有するものであります。  
 4. 当社は、取締役鈴木政俊、森口祐子、秋山里絵、好本一郎、監査役塩原明之、世一秀直および森田勉の7氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 5. 令和4年4月1日付で取締役の担当を次のとおり変更しております。

氏 名	新役職・担当および重要な兼職の状況
西田吉輝	専務執行役員 (商品・調達・富山地区関係会社担当) 兼PLAY EARTHプロジェクト富山地区代表 株式会社ゴールドウィンロジテム代表取締役社長



## ② 事業年度中に退任した取締役および監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
二川清人	令和3年6月24日	任期満了	取締役
浅見保夫	令和3年6月24日	任期満了	取締役

## ③ 責任限定契約の内容の概要

各社外取締役および各監査役は、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

## ④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、被保険者の範囲を全役員（子会社役員等を含む）、管理職従業員を被保険者とした会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。

- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。
- ・当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

⑤ 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員報酬制度は、各役員の役割や責任に応じた公正な報酬体系とし、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促すものとするを基本方針としております。また、客観性の観点から経済情勢や当社業績、他社水準等を踏まえての報酬体系、水準の見直し、あわせて取締役候補者の指名と解任について、社外役員を過半数とする指名・報酬諮問委員会の審議を経て、取締役会において決定しております。

当社の指名・報酬諮問委員会は、独立社外取締役を中心に3名以上で構成し、委員長は独立社外取締役より選任することとしております。取締役の指名・解任・報酬等に関して審議を行ったうえで、取締役会へ答申いたしております。

当事業年度においては、6名(うち独立社外取締役4名)を委員として、7回開催され、当社における取締役のあるべき人員構成と新任取締役候補者と解任候補者の審議を行いました。

具体的には、社内取締役の報酬は基本報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うものとしております。

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬であり毎月均等に支給します。基本報酬は職位・職責に応じた金額としております。

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めることを目的として、社内取締役に対して、翌期に毎月均等に支給します。業績連動報酬の額は、各事業年度の全社業績に応じて決定するものとしております。目標とする業績指標は、適宜、環境の変化に応じて経営企画室にての検討を踏まえて見直しを行うものとしております。

非金銭報酬は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への動機付け、及び株主との価値共有の強化を目的として、社内取締役に対して譲渡制限付株式を付与します。付与株式数は、職位・職責を勘案して決定するものとしております。なお、具体的な報酬等を与える時期や条件については、指名・報酬諮問委員会の諮問を経た上、取締役会で決定するものとしております。そのことからその内容は、決定方針に沿うものであると判断しております。

社内取締役の種類別の報酬割合については、指名・報酬諮問委員会の諮問を経た上で取締役会にて決定するものとしております。尚、種類別の報酬割合の目安は、基本報酬:業績連動(金銭報酬):業績連動(非金銭報酬)=70:15:15としております。

個人別の報酬額については、指名・報酬諮問委員会の諮問を経た上で、取締役会で、株主総会にて決議された報酬限度額の範囲内において、決定するものとしします。

なお、取締役の報酬限度額は、平成28年6月23日開催の第65回定時株主総会において年額400百万円以内(うち、社外取締役50百万円以内。使用人分給与は含まない。)、監査役の報酬限度額は、平成28年6月23日開催の第65回定時株主総会において年額70百万円以内と

決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち、社外取締役は4名）、監査役の員数は、4名（内、社外監査役は3名）です。

また、当社は、平成17年6月29日開催の第54回定時株主総会終結の時をもって取締役および監査役の役員退職慰労金制度を廃止しております。

ロ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (内社外取締役)	338 (39)	263 (39)	36	38	10 (4)
監査役 (内社外監査役)	40 (23)	40 (23)	—	—	4 (3)
合計 (内社外役員)	379 (62)	303 (62)	36	38	14 (7)

- (注) 1. 取締役(社外取締役を除く)の報酬等の総額、基本報酬、対象となる役員の員数には、令和3年6月24日開催の第70回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名分を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬(金銭)のうち全社業績に応じて変動する部分の指標は、売上高、営業利益および、経常利益であり、その実績は、売上高98,235百万円、営業利益16,501百万円、経常利益20,285百万円であります。当該指標を選択した理由は、中期経営計画(令和3年4月～令和8年3月)において、各事業年度の売上高、営業利益および経常利益を目標に掲げていることから、これらの指標と連動させることが適切であると判断したためであります。また、当社の業績連動報酬(金銭)は、職位別の基準額に対して、全社業績の評価ランクに基づき、取締役会の承認を得たテーブルで定める係数を乗じたものから算定されております。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「イ. 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (1)⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要

取締役	鈴木政俊	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回出席し、主に法律の専門家としての豊富な経験と深い見識に基づき、適宜質問、意見表明等の発言を行っております。また、ガバナンス委員会の議長として、ガバナンス体制の強化を行っております。指名・報酬諮問委員会の委員としても、代表取締役・取締役の人事ならびに報酬構成等について客観的視点から審議を行いました。
取締役	森口祐子	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回出席し、プロスポーツ選手として長年培った豊富な経験、見識に基づき、適宜質問、意見表明等の発言を行っております。指名・報酬諮問委員会の委員として、代表取締役・取締役の人事ならびに報酬構成等について客観的視点から審議を行いました。
取締役	秋山里絵	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回出席し、主に法律の専門家としての豊富な経験と深い見識に基づき、適宜質問、意見表明等の発言を行っております。また、ガバナンス委員会の委員として、ガバナンス体制の強化を行っております。指名・報酬諮問委員会の議長としても、代表取締役・取締役の人事ならびに報酬構成等について客観的視点から審議を行いました。
取締役会	好本一郎	令和3年6月24日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回出席し、企業経営者として長年培った豊富な経験、見識に基づき、適宜質問、意見表明等の発言を行っております。指名・報酬諮問委員会の委員として、代表取締役・取締役の人事ならびに報酬構成等について客観的視点から審議を行いました。
監査役	塩原明之	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会17回のうち17回に出席し、大手商社出身で主に関連業種で培ってきた豊富な知識・経験等に基づき、適宜質問、意見表明等の発言を行っております。
監査役	世一秀直	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会17回のうち17回に出席し、大手商社出身で主に関連業種で培ってきた豊富な知識・経験等に基づき、適宜質問、意見表明等の発言を行っております。
監査役	森田 勉	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会17回のうち17回に出席し、主に銀行経営者としての豊富な経験と深い見識に基づき、適宜質問、意見表明等の発言を行っております。

## (4) 会計監査人の状況

## ① 名称

EY新日本有限責任監査法人

## ② 報酬等の額

	支払額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	50百万円
・当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

## ③ 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部門および会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、前事業年度の監査計画と監査実績の分析・評価を踏まえ、当事業年度の監査計画における監査時間・配員計画および報酬額等の見積りの適切性・相当性を検証した結果、会社法第399条第1項の同意を行っております。

## ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

また上記の場合のほか、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難であると認められる場合、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出します。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

当社は経営方針、タグライン「SPORTS FIRST：スポーツ・ファースト」、および行動規範に示される経営戦略ミッションをゴールドウイングループ全役職員によって具現化するために、適切な組織の構築、規程、ルール の 制定、情報の伝達および業務執行のモニタリングを行い、体制として内部統制システムを整備・維持しております。また、内部統制システムは適宜見直し、改善を行い、適法かつ効率的に業務を執行する体制の確立を図っております。

### I 内部統制の基本方針

当社および子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」と言う。）の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する基本方針は以下のとおりであります。

#### 1. 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、コンプライアンスの徹底とモニタリング体制を整備し、取締役および使用人の職務の執行が法令等に適合することを確保致します。また、当社の取締役および使用人は、あらゆる反社会的勢力との関係は一切持ちません。

- (1) 取締役会は、法令、定款および「取締役会規則」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督しております。
- (2) 取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議および社内規程に従い、担当業務を執行しております。
- (3) 当社は、取締役会の意思決定機能と監督機能の強化および業務執行の効率化を図るため執行役員制度を採用しております。執行役員は、取締役会の決定の下、取締役会および代表取締役の委任に基づき、担当職務を執行しております。
- (4) 監査役は、「監査役会規則」および「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査しております。
- (5) 法令、定款、社内規程等への違反を発見した場合の「内部通報制度」を構築し、全役職員に周知徹底しております。
- (6) 本社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき当社グループの業務全般に関し、法令、定款および社内規程の遵守状況、職務執行の手続および内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施しております。
- (7) 当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う体制の充実を図っております。また、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努めております。
- (8) 使用人の法令、定款および社内規程の遵守徹底を目的とし、毎年使用人全員を対象としたコンプライアンス研修を実施しております。



## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の業務執行に関わる情報は、法令および社内規程に従い適切に保存・管理をいたします。

- (1) 取締役は、「文書取扱規程」その他の社内規程に従い、株主総会、取締役会、経営会議およびその他取締役が決裁に関わる会議の議事録や稟議書等、取締役の職務執行に係る重要な情報を適切に保存・管理しております。またこれらの重要情報は取締役および監査役がいつでも閲覧できる仕組みをとっております。
- (2) 取締役は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集した上で、法令等に従い適時、適切かつ正確に開示しております。

## 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループ全体のリスクを統合的に管理し、損失の危険の発生を未然に防止いたします。また、万一損失の危険が発生した場合でも、対応を万全にし、損失の極小化を図ります。

- (1) さまざまなリスクに対処するため、各種の社内委員会や責任部署を設置するとともに、各種管理規程、リスク管理基準、取引限度額の設定や報告・監視体制の整備等、必要なリスク管理体制および管理手法を整備し、リスクを統括的に管理しております。
- (2) 財務報告の信頼性を確保する観点から、財務報告に係る内部統制の整備・運用を推進しております。

## 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

グループ企業理念を定め、グループ経営計画を明確化し、当社グループの適切な経営管理を行うことで取締役の職務執行の効率性を確保します。

- (1) 取締役は、取締役会規則、経営会議規程、子会社管理規程、稟議取扱規程その他の社内規程に定める機関または手続にて必要な決定を行っております。また当該諸規程は、必要に応じてまたは改善のために随時見直しをしております。
- (2) 取締役は、毎月一回の定例取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、取締役の職務執行に機動性を確保しております。
- (3) 取締役は、取締役会の方針に基づく業務執行を効率的に行うため、執行役員およびその他の使用人も併せて出席する経営会議を開催し、迅速かつより実体に即した業務執行の意思決定を行っております。
- (4) ガバナンス委員会において、毎年取締役及び監査役全員のアンケートを基に、取締役会の実効性の評価を行っております。また、アンケートの分析にあたっては外部機関からの助言を得ることで評価の透明性を高めております。当事業年度においては、令和3年12月にアンケートを実施し、実効性が確保されていることを確認しております。
- (5) 経営執行の補完的役割を果たすものとして、重要経営テーマごとに各種委員会を設定しております。

(6) 適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、各役職者の権限および責任を明確化しております。

5. ゴールドウインググループにおける業務の適正を確保するための体制

グループ企業理念・経営方針を各社に浸透させ、コンプライアンスを徹底し、業務の適正化を確保いたします。

- (1) 子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、ゴールドウインググループ「企業理念」「経営方針」「企業行動規範」等に示される基本的な考え方を共有しております。
- (2) 子会社管理規程、稟議取扱規程その他社内規程に基づき、子会社の経営管理を行うとともに、当社と子会社間の業務の適正を図っております。
- (3) 重要情報に関する報告・協議ルールを定め、グループ全体としてのリスク管理および効率性を追求しております。
- (4) 監査役および内部監査室は子会社を定期的に内部監査し、子会社の業務執行の適法性、妥当性、効率性をチェックしております。またその結果は、重要度に応じて代表取締役、担当取締役または監査役会に報告しております。
- (5) 子会社担当役員（取締役または執行役員）は、子会社の業務の適正を確保するための体制の整備状況を適宜に把握し、必要に応じて取締役会に報告します。

6. 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制および当該使用人の独立性に関する事項

監査役が、監査役職務を補助する使用人を求めた場合、信頼性、経験、専門性等を十分に備えた使用人を専任として任命いたします。

- (1) 監査役が職務の実効性を高め、かつ円滑な監査業務を遂行するために、補助使用人を置くことを求めた場合、専任でかつ職務を遂行するに足る十分な経験と知見を有する使用人を任命することを規定しております。
- (2) 監査役付の使用人の独立性を確保するため、監査役付の補助使用人の任命、異動等、人事ならびに権限に係る事項の決定は監査役会の事前同意のうえ実行することが規定されております。



7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役および使用人が、その職務の執行状況について監査役に適切に報告する機会と体制を確保いたします。

(1) 取締役および使用人は、次に定める事項を監査役に報告することを規定しております。

- ① 取締役会および経営会議で決議された重要な事項
- ② 会社に著しい損害が発生するおそれのある事項
- ③ 毎月の経営状況のうち重要な事項
- ④ 内部監査状況および内部監査の結果
- ⑤ 重大な法令・定款違反
- ⑥ 社内内部通報制度による通報状況およびその内容
- ⑦ コンプライアンス上重要な事項

(2) 上記のほか、監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

8. その他監査役への監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は取締役会、経営会議および監査役が求めるその他の重要意思決定会議に出席いたします。

(2) 監査役は、監査役会が定めた監査方針・監査計画に従い、取締役、執行役員、子会社取締役その他必要な使用人と定期的にヒアリングまたはミーティングを行うこととしております。

(3) 監査役が監査を実施する際に要請がある場合は、内部監査室が協力することを規定しております。

(4) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保しております。

(5) 監査役への職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定の予算を設けております。また監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、正当と判断できるものについては、速やかに当該費用または債務を処理することを規定しております。

9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断し、反社会的勢力による不当要求は断固拒絶することを行動規範として徹底しております。

(2) 当社グループは反社会的勢力に関する統括部門を定め、グループ内の情報を収集・管理し、警察、暴力団追放団体、弁護士等との連携を図りながら、反社会的勢力を排除する体制を整備・強化しております。

## Ⅱ. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### 1. 内部統制システムの運用状況の概要

#### (1) 取締役の職務執行について

- ① 当社は、取締役会規則等に基づき、取締役会における決議事項等の意思決定のルールを明確にしております。取締役会は月1回以上開催し、4名の社外取締役、3名の社外監査役は、専門的な知識と豊富な経験に基づき、取締役会にて適宜に忌憚のない意見を述べており、経営や業務執行の監督機能、牽制機能を担っております。なお、本年度取締役会は17回開催されました。
- ② 当社は、機動的に戦略を実行すること、および執行責任を明確にすることを目的として、執行役員制度を導入しており、効率的な意思決定を図っております。
- ③ 当社子会社の経営状況については、担当役員（取締役または執行役員）が中心となり、事業計画の達成状況について面談等により報告を受け、定期的に確認をしております。またその結果は取締役会で報告されております。

#### (2) コンプライアンスについて

- ① 当社グループは企業行動規範を定め、全従業員に対しコンプライアンス研修を毎年行い、周知徹底を図っております。本年度は、コロナ禍の当社制限下でも、WEBを活用した学習管理システムにて、全従業員対象に実施いたしました。
- ② 内部監査室は、内部監査や内部統制評価を通じ業務手順やマニュアルの遵守状況について確認を行い、不備を発見した場合はその都度当該部署に指摘・是正勧告を行っております。指摘された不備は、当該部署によって是正措置が講じられ、内部監査室はその結果についても確認を行っております。
- ③ 当社グループは内部通報制度に関する規程を策定し、社内窓口である総務部長、内部監査室長に加え、社外の弁護士または社会保険労務士に直接通報・相談できる仕組みを整備・運用しております。  
なお、内部通報制度においては、内部通報者の匿名性を保護し、不利な扱いを受けることを禁止しております。
- ④ 社外取締役および社外監査役は取締役会および監査役会において、独立かつ客観的な立場から意見を述べることで、職務執行の適法性・妥当性確保の役割をはたしております。

(3) リスク管理について

- ① 当社グループは、リスクマネジメントの目的、体制および手法を定めた「リスク管理規程」およびクライシス発生時の対応手順を定めた「危機管理マニュアル」を定め、グループ各社に周知・運用しております。  
また重要性の高いリスクについては「リスクカタログ」としてまとめ、その影響度に応じた予防策を講じております。
- ② 新たに重要なリスクの発生が予測される場合、当社グループは取締役会または経営会議で検討し、予防策を講じております。
- ③ 当社グループは、従業員とその家族の安全確保を最優先としつつ、社会と地域の安定に寄与し、事業継続による社会的責任と役割を果たす使命があり、突発的な災害や危機事象の発生時への備え、有事の際、事業の迅速な復旧・再開を図れる組織体制と対応策を整えるため、事業継続計画（BCP）を策定し、全社的な継続的改善活動を実施しております。

(4) 監査役の業務執行について

監査役は、監査役会で定めた監査計画に基づき、全監査役が取締役会に出席し、法令・定款の遵守、経営意思決定プロセスや内部統制環境の整備・運用状況等を監査し、必要により意見表明を行っています。

常勤監査役は、経営会議、ガバナンス委員会、ESG経営推進委員会及びその他の重要会議にも出席しています。

合わせて、事業所・店舗等への往査、事業部門・管理部門に対するヒアリング並びに関係会社ヒアリング等を実施（社外監査役及び社外取締役も適宜参加）しており、これらの監査活動を通じて得た所見・所感に基づき、当社及び当社の重要な関係会社の取締役との意見交換を行い、必要に応じて提言を行っています。

また、グループガバナンスの状況を把握し、内部統制等の運用状況を確認するため、グループ会社監査役会を開催し関係会社監査役との意見交換・情報交換を行うとともに、内部監査室と定期的及び必要の都度、相互の情報交換・意見交換を行う等の連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を図っています。

さらに会計監査人とは、会計監査人の監査の独立性と適正性を監視しながら、会計監査人から監査計画（年次）及び会計監査結果（四半期レビュー・年度監査）の受領並びに適宜情報交換・意見交換を行っています。

#### (5) 監査役への報告体制

内部監査室長は、内部監査室が行った監査結果、及び内部通報による通報・相談状況について、当社の監査役に報告しております。

なお、当社の内部統制システムは当社及び当社の子会社から成る企業集団ベースで構成されており、その運用状況及び子会社における内部統制システムの構築・運用状況等については、取締役・監査役及び関係会社社長が出席するESG経営推進委員会に定期的に報告されております。

この内部統制システムについては、継続的に見直しと改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に努めることとしております。

また、当社は令和4年3月23日に開催した取締役会において、基本方針に定める各事項について、令和4年3月期における運用状況を評価しましたが、重大な欠陥や不備は存在しないことを確認しました。

### Ⅲ. 社外役員の独立性に係る基準

当社は、社外役員の独立性に関する基準を定め、当社と利害関係のない独立した社外役員を選任することとしており、全ての社外取締役、社外監査役を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。なお、社外役員の独立性に関する基準においては、当該社外役員が次の各項のいずれにも該当してはならないとしております。

1. 現在または過去10年間において、当社および当社の連結子会社（以下、併せて「当社グループ」と言う。）の取締役（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）、または使用人に該当しない者
2. 現事業年度を含む過去3年間において、就任前に以下のいずれにも該当していないこと。
  - (1) 当社の現在の主要株主(注1)またはその業務執行者(注2)
  - (2) 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者
    - ① 当社グループの主要な取引先(注3)
    - ② 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者、もしくはその業務執行者
  - (3) 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
  - (4) 当社グループから多額の金銭その他の財産(注4)を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家
  - (5) 当社グループから多額の寄付(注5)を受けている者
  - (6) 当社グループの業務執行者を役員に選任している会社の業務執行者

3. 上記2. のいずれかに該当する者が重要な者(注6)である場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族
4. 前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められた者

(注記)

- (注1) 主要株主とは、当社の直近の事業年度末において、自己または他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主をいう。
- (注2) 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に定める業務執行者をいう。
- (注3) 主要な取引先とは、取引金額が当社の連結売上高または相手方の連結売上高の2%を超えるものをいう。
- (注4) 多額の金銭その他の財産とは、個人の場合は過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上、法人等の場合は当該法人等の連結売上高の2%以上の額をいう。
- (注5) 多額の寄付とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超える金額またはその他の財産を言う。ただし、当該寄付を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の総収入または経常利益の2%のいずれか大きい方の金額を超える金額をいう。
- (注6) 重要な者とは、取締役、執行役、執行役員および部長格以上の業務執行者またはそれに準じる権限を有する業務執行者をいう。

## (6) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

### ① 基本方針の内容

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。買収者に対して株式を売却するか否かの判断や、買収者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する判断は、基本的には、個々の株主の皆さまのご意思に委ねられるべきものだと考えております。

一方、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益（以下、「株主共同の利益」といいます。）を継続的に確保・向上していくことを可能とする者であるべきと考えています。

しかし、買収行為の中には、その態様によって、株主共同の利益に資さないものが存在いたします。

当社の企業価値を構成する要素は、①業界トップクラスに位置付けられる高付加価値・高イメージの複数のスポーツウエアブランド（スポーツブランド）の商標権ないし販売権、②このようなブランド価値を具現化するための優れた創造力・企画力・製造ノウハウ、および最先端の研究施設、③このような創造力・企画力・製造ノウハウを支える個々の優秀な従業員、④永年の取引を通じて培われた信頼関係に裏付けられた多数の取引先・顧客、および自主管理型店舗を含む商圏等々の経営資源を有すること、ならびに、⑤これらの経営資源に基づき既存事業の遂行に加えて新規事業・新規商材・新規市場を開発することにより将来的に業容を拡大して会社業績を向上させ得る事業基盤、および⑥事業活動を通じて安定してキャッシュフローを創出して将来に亘る会社資本強化を実現し得る経営基盤を有することであります。以上のような当社の企業価値の本源に対する理解なくして、当社の企業価値を確保し、持続的に向上させていくことは不可能であります。

このような理解に欠ける買収者が、当社の株式の大規模買付を行い、短期的な経済的効率性のみを重視して一時的な利益を上げる反面、当社の持つ上記の経営資源や事業基盤を損なうことや、あるいは当社の特定のブランドまたは商権のみを獲得しその余については処分するなど、当社の企業価値を生み出す仕組に反する行為を行い、当社の事業体としての継続性を阻害することなどは、結果として株主共同の利益の毀損につながるものです。

このように株主共同の利益を害する買収者に対しては、株主共同の利益を保護するために相当な限度で取締役会が対抗措置を発動することが認められてしかるべきであります。しかしながら、買収提案の内容は多種多様なものがありえますので、当該買収提案の内容が株主共同の利益に資するものであるか、もしくはこれを害するものであるか、にわかに判別し難い場合も存在しうるところです。当社は、かかる買収提案が行われた場合には、まずは取締役会において買収提案者と協議、交渉することとしますが、買収提案者からの買収提案に関し、当社が株主共同の利益に資するかを判断するために適切で必要かつ十分な情報の提供が行われたうえで書面による請求があった場合、または特別委員会から勧告があった場合など、一定の要件を満たす場合には株主総会の場において、当該買収提案につき本プランによる対抗措置を発動すべきか否かを株主の



皆さま方に判断していただくことが望ましいものと考えております。

また、株主の皆さまが、買収提案が株主共同の利益の確保・向上に資するものであるか否かにつき株主総会の場において適切な判断を行うことができるよう、当該買収提案が当社株主の皆さまおよび当社グループの経営に与える影響、当該買収者が意図する当社グループの経営方針や事業計画の内容、当社グループを取り巻く多くの関係者に対する影響等について、買収提案者から必要かつ十分な情報の開示がなされるようにすることは、当社取締役会の責務と考えております。

## ② 基本方針の実現に資する取組み

### イ. 企業価値向上のための取組み状況

前中期経営計画（平成29年3月期－令和3年3月期）において、創業以来の企業理念「スポーツを通じて豊かで健やかな暮らしを実現する」に加え、スポーツを一番に考え、心から愛し、自ら実践し、そして、スポーツのチカラを信じることで、健やかで楽しい暮らしにつながっていくという考え、「SPORTS FIRST」をタグラインに掲げ、事業の拡大・強化に取り組んでまいりました。

前中期経営計画の中では、特に自主管理型ビジネス強化の推進やデジタルブランドマーケティングの強化を重点施策として掲げてまいりましたが、コロナ禍にあって直営店の閉鎖を余儀なくされる中、大型スポーツ量販店等の卸店舗がキャンプ需要の高まりを受けてアウトドア関連商材の専門店を出店するなどの動きが見られたことや、令和2年6月に実施したECサービスのリニューアルによって、これまで以上に直営店とECサービスの相乗効果を生み出すことができるようになりました。このように直営店だけでなく、卸店舗やECサービスとのバランスのとれた販売チャネルの構築を目指してきたことが、不測の事態にも耐えられる強靱な企業体質の構築につながりました。

こうした取り組みの結果、現中期経営計画（令和4年3月期－令和8年3月期）の初年度の売上高は982億円となり、過去最高となりました。

今後も持続的な成長を目指し、事業におけるサステナビリティと環境におけるサステナビリティの両立を実現すべく、成長分野への積極投資とともに顧客や市場の変化に柔軟に対応できる盤石な財務基盤の構築に取り組む所存です。

### ロ. コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取組み

当社は株主共同の利益を向上させ、持続的な成長と企業価値の向上の実現を図るためには、経営の効率化、健全性、透明性を高め、コーポレート・ガバナンスを充実させることが重要課題であると認識し、その体制を強化しております。

具体的には、業務の執行を迅速かつ効果的に行うため、内部統制機能の充実、職務権限規程等の運用を行うことにより、その実効性を図るとともに、コンプライアンス体制を構築し、リスク管理、経営の透明性確保や公正な情報開示等の取組みを行っております。

取締役会は株主に対する受託責任・説明責任を踏まえ、当社の持続的な成長と中長期的な企業

価値向上を図るため、重要な業務執行の決定を行うとともに、社外取締役4名を中心とした業務執行の監督を行っております。

また、各取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制とするため、取締役の任期を1年とし、株主の皆さまの意思が速やかに反映されるようになっています。

当社は執行役員制度を導入しております。取締役会が任命する執行役員は、取締役会が決定する経営戦略に基づき、各々の領域において委譲された権限の下、適切に業務執行を行うことで、取締役8名のうち4名の社外取締役を通じた取締役会の監督機能の強化に努めております。さらに、監査役会の監査役4名のうち3名は社外監査役であり、監査役は取締役会に出席し、意見を述べ、取締役の業務執行状況の監督を行うことにより会社の健全な経営と社会的信用の向上に努めております。

当社は取締役及び執行役員の指名ならびに報酬の決定について、公正性及び透明性を確保するため、指名・報酬諮問委員会を設置しております。指名・報酬諮問委員会は、その過半数を社外取締役とし、取締役会の諮問に応じて取締役及び監査役候補者の指名に関する事項等を審議し、その内容を取締役会へ答申しております。また、コーポレートガバナンス・コードの要求事項の1つである取締役会の実効性向上やガバナンス上の重要リスク対策の検討を目的としてガバナンス委員会を設置しております。

#### ハ. 株主の皆さまへの還元について

当社は株主の皆さまに対する利益還元が企業として最重要課題のひとつであることを常に認識し、財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、株主の皆さまに安定的な配当を継続することを基本方針としております。

当社は、以上に関連する諸政策を実行し、当社の企業価値の向上および会社の利益、ひいては株主共同の利益の実現を図ってまいります。

#### ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は令和3年6月24日開催の第70回定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得て、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）を継続いたしました。

具体的には、当社発行済株式総数の20%以上となる株式の買付または公開買付を実施しようとする買付者には、必要な情報を事前に取締役会に提出していただきます。当社取締役会の決議により設置する特別委員会は、必要に応じ外部専門家等の助言を得て、買付内容の評価・検討等を行います。買付者が本プランを遵守しない場合や、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を棄損する買付であると特別委員会が判断した場合は、対抗措置の発動（買付者等による行使は認められないとの行使条件を付した新株予約権の無償割当の実施）を取締役に勧



告いたします。また特別委員会は、対抗措置を実施することについて株主意識を確認することが相当であると判断した場合は、当社取締役会に対して株主総会を招集し、新株予約権無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告することができるものとします。

なお、特別委員会が対抗措置の発動について、相当でないと判断した場合は、取締役会に対して不発動の勧告をいたします。

当社取締役会は特別委員会の勧告を最大限尊重して対抗措置の実施または不発動の決議を行うものいたします。なお、特別委員会から、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議する旨の勧告がなされた場合には、当社取締役会は株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議し、株主の皆様の意思を確認するものいたします。

当社取締役会は上記決議を行った場合は、速やかに当該決議の内容その他事項について情報開示をいたします。

#### ④ 基本方針の実現のための取組みについての取締役会の判断およびその理由

本プランは令和3年6月24日開催の当社第70回定時株主総会で承認されております。また、本プランは有効期間（令和3年6月24日開催の定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結時まで）前であっても、当社取締役会の決議により本プランを廃止することができます。また、当社の取締役の任期は1年とされていることから、取締役の選任議案を通じて、1年ごとに株主様のご意思が反映されます。特別委員会は当社社外監査役および社外有識者で構成されることで、当社の経営陣の恣意的判断を排し、その客観性・合理性を担保すると同時に、特別委員会は当社の実情を正しく把握し、当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断できると考えております。

また、本プランは予め定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、これらの客観的要件は本プランにおける当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと言われる場合と内容的に一致させております。これにより、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

本プランの詳細については、当社のウェブサイトをご参照ください。  
<https://www.goldwin.co.jp/corporate/info/ir/defense>

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆さまに対する利益還元が企業として最重要課題の一つであることを常に認識し、財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、株主の皆さまに対し安定的な配当を継続することを基本方針とし、配当金額については、当期の業績、財務状況ならびに今後の事業展開や経営環境の変化等諸般の事情を勘案し、総合的に判断いたしております。

上記の方針に基づくとともに、令和4年3月期につきましては、通期での業績の進捗状況に鑑み、期末配当を当初予想の1株当たり55円から10円増配し、1株当たり65円に修正させていただきます。

この結果、第2四半期の配当金20円を含めました1株当たりの年間配当金は85円となります。

なお、当社は剰余金の配当等については取締役会の決議により行うことができる旨定款に定めております。

《ご参考》年間配当の内訳

基準日	1株当たり配当金		
	第2四半期末	期末	年間
当期実績	20.00円	65.00円	85.00円
前期(令和3年3月期)	15.00円	55.00円	70.00円

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (令和4年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>55,486</b>
現金及び預金	26,406
受取手形	630
売掛金	10,402
電子記録債権	2,797
商品及び製品	12,554
仕掛品	326
原材料及び貯蔵品	542
その他流動資産	1,841
貸倒引当金	△13
<b>固定資産</b>	<b>43,598</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>8,642</b>
建物及び構築物	1,718
土地	4,691
リース資産	1,138
その他有形固定資産	1,092
<b>無形固定資産</b>	<b>3,093</b>
商標権	1,490
ソフトウェア	912
ソフトウェア仮勘定	635
その他無形固定資産	54
<b>投資その他の資産</b>	<b>31,862</b>
投資有価証券	24,060
長期貸付金	45
退職給付に係る資産	1,637
差入保証金	2,708
破産債権等	70
繰延税金資産	1,608
その他投資その他の資産	1,920
貸倒引当金	△188
<b>資産合計</b>	<b>99,085</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>30,386</b>
支払手形及び買掛金	4,904
電子記録債務	12,223
一年内返済予定長期借入金	1,437
リース債務	566
未払金	2,359
未払法人税等	3,112
未払消費税等	1,428
未払費用	1,424
契約負債	556
賞与引当金	1,648
その他流動負債	725
<b>固定負債</b>	<b>5,287</b>
長期借入金	2,751
リース債務	901
退職給付に係る負債	217
株式給付引当金	947
その他固定負債	469
<b>負債合計</b>	<b>35,673</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>63,335</b>
資本金	7,079
資本剰余金	276
利益剰余金	61,356
自己株式	△5,377
その他の包括利益累計額	△56
その他有価証券評価差額金	480
繰延ヘッジ損益	98
為替換算調整勘定	196
退職給付に係る調整累計額	△830
非支配株主持分	132
<b>純資産合計</b>	<b>63,411</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>99,085</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てております。

## 連結損益計算書 (令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
<b>売上高</b>		<b>98,235</b>
売上原価		46,491
<b>売上総利益</b>		<b>51,743</b>
販売費及び一般管理費		35,241
<b>営業利益</b>		<b>16,501</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息	25	
受取配当金	59	
持分法による投資利益	3,669	
その他営業外収益	241	3,996
<b>営業外費用</b>		
支払利息	83	
手形売却損	27	
その他営業外費用	100	212
<b>経常利益</b>		<b>20,285</b>
<b>特別利益</b>		
有価証券売却益	51	
その他特別利益	0	51
<b>特別損失</b>		
減損損失	180	
店舗閉鎖損失	8	
特別退職金	7	
その他特別損失	10	206
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>20,131</b>
法人税、住民税及び事業税	5,938	
法人税等調整額	△221	5,717
<b>当期純利益</b>		<b>14,413</b>
非支配株主に帰属する当期純利益		62
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>14,350</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てております。

連結株主資本等変動計算書 (令和3年4月1日から令和4年3月31日まで) (単位:百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
令和3年4月1日 期首残高	7,079	264	50,604	△4,138	53,810
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			△79		△79
会計方針の変更を反映した 期 首 残 高	7,079	264	50,525	△4,138	53,731
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△3,520		△3,520
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			14,350		14,350
自 己 株 式 の 取 得				△1,544	△1,544
自 己 株 式 の 処 分		12		305	317
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	12	10,830	△1,238	9,604
令和4年3月31日 期末残高	7,079	276	61,356	△5,377	63,335

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
令和3年4月1日 期首残高	490	27	△457	△1,068	△1,007	114	52,916
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額							△79
会計方針の変更を反映した 期 首 残 高	490	27	△457	△1,068	△1,007	114	52,837
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△3,520
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							14,350
自 己 株 式 の 取 得							△1,544
自 己 株 式 の 処 分							317
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△10	71	653	237	951	18	969
連結会計年度中の変動額合計	△10	71	653	237	951	18	10,573
令和4年3月31日 期末残高	480	98	196	△830	△56	132	63,411

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (令和4年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>46,907</b>
現金及び預金	18,958
受取手形	590
電子記録債権	2,699
売掛金	8,873
商品及び製品	10,606
仕掛品	325
原材料及び貯蔵品	542
未収入金	1,414
前払費用	363
その他流動資産	2,532
貸倒引当金	△1
<b>固定資産</b>	<b>27,636</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>7,328</b>
建物	1,246
構築物	65
土地	4,337
リース資産	896
その他有形固定資産	782
<b>無形固定資産</b>	<b>3,018</b>
商標権	1,490
ソフトウェア	842
ソフトウェア仮勘定	635
その他無形固定資産	49
<b>投資その他の資産</b>	<b>17,289</b>
投資有価証券	5,116
関係会社株式	1,961
出資金	11
関係会社出資金	1,700
長期貸付金	1,025
破産債権等	53
差入保証金	2,111
前払年金費用	2,774
繰延税金資産	1,507
その他投資その他の資産	1,468
貸倒引当金	△441
<b>資産合計</b>	<b>74,543</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>27,716</b>
支払手形	179
電子記録債務	11,469
買掛金	3,959
一年内返済予定長期借入金	1,437
リース債務	492
未払金	2,609
未払法人税等	2,552
未払費用	1,142
賞与引当金	1,516
その他流動負債	2,359
<b>固定負債</b>	<b>4,761</b>
長期借入金	2,751
リース債務	719
長期未払金	76
株式給付引当金	947
その他固定負債	266
<b>負債合計</b>	<b>32,478</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>41,548</b>
<b>資本金</b>	<b>7,079</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>270</b>
資本準備金	258
その他資本剰余金	12
<b>利益剰余金</b>	<b>39,575</b>
利益準備金	1,342
その他利益剰余金	38,232
繰越利益剰余金	38,232
<b>自己株式</b>	<b>△5,377</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>517</b>
その他有価証券評価差額金	482
繰延ヘッジ損益	34
<b>純資産合計</b>	<b>42,065</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>74,543</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てております。

## 損益計算書 (令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
<b>売上高</b>		<b>85,838</b>
売上原価		39,408
<b>売上総利益</b>		<b>46,429</b>
販売費及び一般管理費		32,400
<b>営業利益</b>		<b>14,029</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息及び受取配当金	3,205	
受取賃貸料	86	
受取販売手数料	195	
その他営業外収益	238	3,726
<b>営業外費用</b>		
支払利息	78	
貸与資産減価償却費	27	
その他営業外費用	164	271
<b>経常利益</b>		<b>17,484</b>
<b>特別利益</b>		
投資有価証券売却益	51	
その他特別利益	24	76
<b>特別損失</b>		
関係会社株式評価損	747	
減損損失	79	
その他特別損失	11	838
<b>税引前当期純利益</b>		<b>16,721</b>
法人税、住民税及び事業税	5,065	
法人税等調整額	△295	4,770
<b>当期純利益</b>		<b>11,951</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てております。

# 株主資本等変動計算書 (令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								株主資本計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
令和3年4月1日 期首残高	7,079	258	－	258	990	30,188	31,179	△4,138	34,378
会計方針の変更による 累積的影響額						△34	△34		△34
会計方針の変更を反映した 期首残高	7,079	258	－	258	990	30,153	31,144	△4,138	34,344
事業年度中の変動額									
剰余金の配当					352	△3,872	△3,520		△3,520
当期純利益						11,951	11,951		11,951
自己株式の取得								△1,544	△1,544
自己株式の処分			12	12				305	317
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	－	－	12	12	352	8,078	8,430	△1,238	7,204
令和4年3月31日 期末残高	7,079	258	12	270	1,342	38,232	39,575	△5,377	41,548

	評 価 ・ 換 算 差 額 等					純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額	繰延ヘッジ 損	ジ 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等	換 算 計	
令和3年4月1日 期首残高	495		21		517	34,896
会計方針の変更による 累積的影響額						△34
会計方針の変更を反映した 期首残高	495		21		517	34,861
事業年度中の変動額						
剰余金の配当						△3,520
当期純利益						11,951
自己株式の取得						△1,544
自己株式の処分						317
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	△12		12		△0	△0
事業年度中の変動額合計	△12		12		△0	7,204
令和4年3月31日 期末残高	482		34		517	42,065

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てております。



# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

令和4年5月24日

株式会社ゴールドウイン  
取締役会 御中

### EY 新日本有限責任監査法人 金 沢 事 務 所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 池田 裕之  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石田 健一

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ゴールドウインの令和3年4月1日から令和4年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゴールドウイン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

令和4年5月24日

株式会社ゴールドウイン  
取締役会 御中

### EY 新日本有限責任監査法人 金 沢 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 池田 裕之  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 石田 健一  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ゴールドウインの令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。  
財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人EY新日本有限責任監査法人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年5月24日

株式会社ゴールドウイン 監査役会

常勤監査役 近藤 政明 ㊟

監査役(社外監査役) 塩原 明之 ㊟

監査役(社外監査役) 世一 秀直 ㊟

監査役(社外監査役) 森田 勉 ㊟

以上





# 定時株主総会会場ご案内図

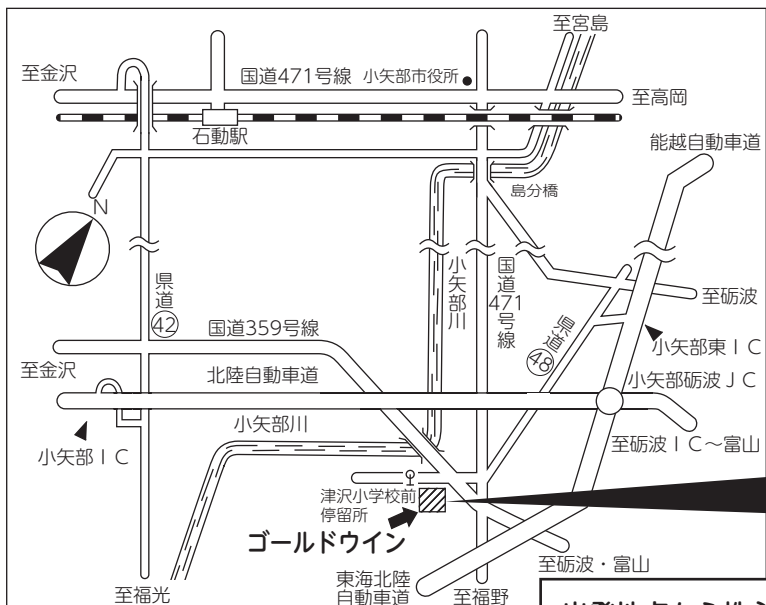
## 会場

富山県小矢部市清沢210番地

当社本店 5階ホール TEL (0766) 61-4800 (代)

## 交通

- ・あいの風とやま鉄道 石動駅より車で約15分
- ・あいの風とやま鉄道 石動駅から庄川・福野方面行バスで津沢小学校前バス停下車  
(所要時間約20分)
- ・北陸自動車道小矢部インターチェンジより車で約5分
- ・能越自動車道小矢部東インターチェンジより車で約5分



## 当社本店 5階ホール



出発地点から株主総会  
会場までスマホが  
ご案内します。



スマートフォンで  
QRコードを  
読み取りください。  
目的地入力は不要です！

※平成22年2月に厚生労働省から、集会場、展示場、百貨店を含めた施設での原則全面禁煙を求める通知が出たのを受け、当社では、敷地内全面禁煙を実施しております。ご理解・ご協力の程お願いいたします。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。